

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-512956(P2000-512956A)

【公表日】平成12年10月3日(2000.10.3)

【出願番号】特願平10-503017

【国際特許分類第7版】

B 6 5 C 9/18

B 6 5 C 9/44

【F I】

B 6 5 C 9/18

B 6 5 C 9/44

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年5月20日

特許庁長官 今井康夫 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第503017号

2. 補正をする者

名称 ミネソタマイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬


4. 補正対象書類名

明細書及び請求の範囲

5. 補正対象項目名

明細書及び請求の範囲

6. 補正の内容

- (1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。
- (2) (a) 出願当初明細書の第2頁第12~13行目「支持されているいるが」を『支持されているが』に補正する。
- (b) 出願当初明細書の第3頁第21行目「真空することによって」を『真空によって』に補正する。



(c) 出願当初明細書の第6頁第24～25行目「部分については拡大しなければならなかつたので、正確な縮尺では書かれいない」を『部分について拡大しなければならなかつたので、正確な縮尺では書かれていない』に補正する。

(d) 出願当初明細書の第7頁第13行目「本願明細書」を『本願』に補正する。

(e) 出願当初明細書の第28頁第5行目「あってもよい、」を『あってもよいし、』に補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲	1通
-------	----

請求の範囲

1. 互いと逆側に位置する第1のシート表面及び第2のシート表面と互いと逆側に位置する第1の側端及び第2の側端とを有した長手方向に細長いライナーレスシート材料のロールにおいて、

感圧接着剤が、前記ライナーレスシート材料の前記第1のシート表面の第1の接着部分のみに前記ライナーレスシート材料の前記第1の側端に隣接して設けられ、

前記第1の側端に隣接しかつ前記第1の接着部分を含む前記ライナーレスシート材料が、支持体に接着されたときに、支持体上にあるイメージが前記シート材料を通して実質的に目視可能となるに十分に透明である材料から形成されており、

複数の検出可能なイメージが、前記第1のシート表面及び前記第2のシート表面の一方における長手方向に離隔された予め定められた位置に付され、各イメージが前記ライナーレスシート材料の前記第1の接着剤部分内に配置されているライナーレスシート材料のロール。

2. 前記ライナーレスシート材料が、その第2の側端に隣接する第2のタブ部分を有し、

前記ライナーレスシート材料が、前記ライナーレスシート材料の前記第2のタブ部分上の予め定められた位置に配置される互いに長手方向に離隔された検出可能な複数のタブイメージをさらに含む、請求項1に記載のシート材料のロール。

3. 前記ライナーレスシート材料が、その第2側端に隣接する第2タブ部分を有し、

前記ライナーレスシート材料が、前記ライナーレスシート材料の前記第2のタブ部分上に不透明な材料のコーティングをさらに含む、請求項1に記載のシート材料のロール。